

細 則

第1条 入会金・登録手数料

1. 会則第8条における1名あたりの入会金は、次の通りとする。なお、会員が本スクールの2種別目以降の会員種別に登録する場合は、入会金は免除されるものとする。

入会金	2,000円(税抜)
-----	------------

2. 会員は、前項の入会金を入会申込時に現金にて支払うものとする。なお、一旦支払われた入会金は返還されないものとする。

第2条 年会費

会則第9条第1項における年会費は、次の通りとする。

年会費	3,000円(税抜)
-----	------------

※ベビースイミング・ジュニアスイミングに限る

第3条 会員種別と対象

本スクールの会員種別の対象年齢は、次の通りとする。

会員種別	対象
ベビースイミング	6ヶ月児～2歳8ヶ月
ジュニアスイミング	2歳8ヶ月～中学生
体育	3歳児～小学生
ダンス	年長～中学生
空手	年中～中学生
チアダンス	年少～小学生

*ベビースイミングの保護者は、会員と同居する親族で、入会資格に適合する方とする。

第4条 月会費

1. 本スクールの会費の月額(当月1日から当月末日まで)は、会員種別に応じて次の通りとする。

会員種別	月会費(税抜)
ベビースイミング(4回)	6,000円
ベビースイミング(フリー)	7,000円
ジュニアスイミング(週1回)	6,800円
ジュニアスイミング(週2回)	8,300円
体育	6,500円
ダンス	6,500円
空手	7,000円
チアダンス	6,500円

2. スイミング・体育を併用して利用する場合、各会員種別の月会費より500円(税抜)割引くものとする。
3. 会員は会費の月払いを選択する場合、入会時に2ヶ月分の会費を現金で支払うものとする。
4. 3ヶ月目以降の月会費は、毎月26日までに翌月分の会費を預金口座振替の方法により支払うものとする。なお、27日が金融機関の休業日の場合、翌営業日とする。
※ゆうちょ銀行の場合は、毎月27日までに翌月分の会費を自動払込の方法により支払うものとする。
5. 月払いによって一旦支払われた会費は、返還されないものとする。

第5条 変更手数料

会則第12条第1項における本スクールの変更手数料は、1回につき500円(税抜)とする。

第6条 休会費

会則第13条第1項における本スクールの休会費は、月額2,000円(税抜)とする。

第7条 会員証の再発行

会則第17条第4項における会員証の再発行料は、1会員証につき1,000円(税抜)とする。

第8条 受講日時

会員は、会員の選択した会員種別の受講曜日、及び時間帯に限り、本スクールのレッスンを受講することができる。

第9条 振替制度

1. 会員は、会員種別に応じて、欠席分を欠席日の1週間前より3ヶ月以内に振替にてレッスンを受講することができる。
2. 前項の振替にて受講を希望する場合は、振替希望日の次の時間までにWEBにて申込みものとする。なお、級別に定員があるため、定員に達しているクラス(級)は振替ができないものとする。

時間	当日正午まで ※午前中のレッスンは、当日午前8時まで
----	-------------------------------

第10条 指導

本スクールは、各種別別に作成された本スクールのレッスン要項に従い、会員の指導にあたるものとする。会員は、本スクールのアニメーターの個別的・具体的指導方法に従い受講するものとする。

第11条 受講場所

本スクールの会員種別の受講場所は、次の通りとする。

会員種別	受講場所
ベビースイミング	ロッカーーム・プール
ジュニアスイミング	ロッカーーム・プール
体育	ロッカーーム・スタジオ
ダンス	スタジオ
空手	スタジオ
チアダンス	スタジオ

第12条 入会手続きに必要な書類

本スクールに入会する者は、入会申込時に次の書類等を提出しなければならない。

- ①入会申込書
- ②健康申告書
- ③預金口座振替依頼書または自動払込利用申込書
- ④通帳届出印鑑
- ⑤運転免許証・保険証などの保護者本人確認書類
- ⑥その他本スクールが定める必要書類など

第13条 改正

本細則の改正は、本スクールが必要に応じて行うものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとする。また、その内容は、スクールの所定の場所に1ヶ月間掲示するものとする。

第14条 本細則の発効

本細則は2018年7月1日より発効する。